

早川町社会教育施設における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

早川町教育委員会

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と社会教育施設等での活動の両立を進めるために、「感染拡大予防」の実践を図りながら、社会教育施設等で行われる活動に係る基本的な考え方を示すものです。

なお、今後状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行うことがあります。

1 3密の回避

1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- (1) 施設使用時は、可能ならば窓を開けて常に換気を行うこと。
- (2) 常に窓を開けておくことが困難な場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなど定期的に換気を行うこと。
- (3) なお、部屋に窓が1方向のみの場合は、扇風機などを使用し部屋の空気を窓から強制的に出すようにすること。

2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- (1) 施設への使用人数については別紙（社会施設定員等を参照）の通りとする。
- (2) 募集定員を定めないイベントや行事は実施しない。
- (3) 複数の団体で同時に使用する場合は、開始時間や終了時間をずらし、密集が生じないようにする。
- (4) 近距離での会話や発声を避け、最低2mの対人距離を確保する。

3 人と人の距離の確保（「密接」の回避）

- (1) 施設利用時は、机（幅 180 cm × 奥行 60 cm）1脚に 1人掛けとすることを徹底し、机を使用しない場合には、一人あたりの占有面積を最低4㎡（手を伸ばし触れない程度）とする。
- (2) 食事をとる場合は、席を一列とし、向かい合わないようにする。

2 体調確認の徹底

1 体調のチェック

- (1) 施設管理者は、施設使用前に検温・体調確認を行う。
- (2) 施設利用者に対して、発熱、風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は利用しないよう呼びかけるとともに、入館時に利用者名簿に記入後、施設管理者が体調確認を行う。

3 飛沫、接触感染防止対策

- 1 マスクの着用、手指の消毒の実施
 - (1)施設管理者はマスクを必ず着用するとともに、利用者に対してもマスクの着用を周知する。
 - (2)手指の消毒を施設管理者は定期的に、利用者は利用する前に実施する。(入口に消毒液を設置)
- 2 清掃・消毒の実施清掃
 - (1)不特定多数の人が接触する場所(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバー等)は定期的に清拭消毒する。
 - (2)利用者向けのゴミ箱は撤去する。残されたゴミを片付ける際に、鼻水や唾液などが付いている可能性がある場合、手袋を着用し、ビニール袋に密閉して捨てる。回収後は石けんで手を洗う。
- 3 トイレの衛生管理の徹底
 - (1)蓋を閉めて汚物を流すよう張り紙で周知する。

4 町外在住者の利用制限（町外からの利用者の拒否）

利用時の体調確認と併せて身分証等で住所を確認し、町外者の場合には利用をお断りする。

5 利用者名簿の作成

利用ごと利用者名簿(別紙)を作成し、電話番号など連絡先を把握し、教育委員会に提出する。(感染者が出た場合に追跡を可能とするための措置。)

6 イベント等の実施について

- 1 参加者は別紙(社会施設定員等を参照)のとおりとする。
- 2 会話や発声などで多くの飛沫が発生する活動は自粛を求めるものとする。
- 3 密接が避けられない活動(囲碁、将棋など)の活動や、調理・会食を伴う活動については、特に感染予防対策を十分とること。
- 4 次の活動については、自粛を要請する。
 - 大きな声を出すことや歌うこと(合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲など)
 - 専ら運動することを目的とした活動(ダンス、踊り、エアロビクスなど)

7 ガイドライン遵守の確認

各項目についてチェックリストを作成し、ガイドラインを遵守していることを使用時に確認するとともに、教育委員会へチェックリストを提出する。

8 本ガイドライン対象施設（教育課所管施設）

No.	施設名	所在地	施設管理者
1	夏秋公民館	早川町 夏秋	夏秋公民館長(夏秋区長「休区」)
2	初鹿島公民館	早川町 初鹿島	初鹿島公民館長(初鹿島区長「休区」)
3	小縄公民館	早川町 小縄	小縄公民館長(小縄区長)
4	高住公民館	早川町 高住	高住公民館長(高住区長)
5	赤沢公民館	早川町 赤沢	赤沢公民館長(赤沢区長)
6	薬袋公民館	早川町 薬袋	薬袋公民館長(薬袋区長)
7	古屋公民館	早川町 古屋	古屋公民館長(古屋区長)
8	千須和公民館	早川町 千須和	千須和公民館長(千須和区長)
9	樽坪公民館	早川町 樽坪	樽坪公民館長
10	笹走公民館	早川町 笹走	笹走公民館長(笹走区長)
11	塩之上公民館	早川町 塩之上	塩之上公民館長(塩之上区長)
12	大島公民館	早川町 大島	大島公民館長(大島区長)
13	久田子公民館	早川町 久田子	久田子公民館長(久田子区長)
14	戸川公民館	早川町 戸川	戸川公民館長(戸川区長)
15	馬場公民館	早川町 馬場	馬場公民館長(馬場区長)
16	老平公民館	早川町 老平	老平公民館長(老平区長)
17	本村公民館	早川町 本村	本村公民館長(本村区長)
18	細野公民館	早川町 細野	細野公民館長(細野区長「休区」)
19	室畑公民館	早川町 室畑	室畑公民館長(室畑区長「休区」)
20	京ヶ島公民館	早川町 京ヶ島	京ヶ島公民館長(京ヶ島区長)
21	草塩公民館	早川町 草塩	草塩公民館長(草塩区長)
22	保公民館	早川町 保	保公民館長
23	白石公民館	早川町 白石	白石公民館長
24	黒西公民館	早川町 西之宮	黒西公民館長
25	柳島公民館	早川町 柳島	柳島公民館長(柳島区長「休区」)
26	早川公民館	早川町 早川	早川公民館長(早川区長)
27	塩島公民館	早川町 塩島	塩島公民館長(塩島区長)
28	中洲公民館	早川町 中洲	中洲公民館長(中洲区長)
29	新倉公民館	早川町 新倉	新倉公民館長(新倉区長)
30	茂倉公民館	早川町 茂倉	茂倉公民館長(茂倉区長)
31	下湯島公民館	早川町 下湯島	下湯島公民館長
32	上湯島公民館	早川町 上湯島	上湯島公民館長
33	温泉公民館	早川町 温泉	温泉公民館長(温泉区長)
34	奈良田公民館	早川町 奈良田	奈良田公民館長

1	中央公民館 (町民会館)	早川町保	中央公民館長
2	本建地区公民館 (高住公民館)	早川町高住	本建地区公民館長
3	五箇地区公民館 (交流促進センター)	早川町薬袋	五箇地区公民館長
4	硯島地区公民館 (雨畑多目的集会所)	早川町雨畑	硯島地区公民館長
5	都川地区公民館 (保公民館)	早川町保	都川地区公民館長
6	三里地区公民館 (塩島公民館)	早川町大原野	三里地区公民館長
7	西山地区公民館	早川町湯島	西山地区公民館長